

オープンカウンタに関する公告

下記のとおりオープンカウンタに付します。

記

1. オープンカウンタ(注)に付する事項

- (1) 委託業務名称 国有財産の鑑定評価委託業務(平成29年度 第4回オープンカウンタ)
- (2) 対象財産
大阪市城東区東中浜6丁目14-10、-11 ほか15件
詳細は別紙のとおり。
- (3) 業務の概要 仕様書(鑑定評価依頼条件)に記載したとおり。
- (4) 見積り合せ等関係書類の提出期限
平成 30 年 1 月 29 日 (月) 午後 3 時 (必着)
- (5) 提出場所 〒540-8550
大阪市中央区大手前4丁目1番76号
大阪合同庁舎4号館 9階
近畿財務局 管財部 首席国有財産鑑定官
- (6) 不動産鑑定評価書の提出期限
 - ①不動産鑑定評価書原稿(ドラフト)提出期限
平成 30 年 2 月 27 日 (火) までに提出すること。
 - ②不動産鑑定評価書(成果品)提出期限
平成 30 年 3 月 23 日 (金) 午後 3 時 (必着)(注)見積り合わせの相手方を特定せず、調達内容・数量等を公告し、参加希望者から広く見積書の提出を募る調達方法。

2. オープンカウンタに参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、「特別の理由がある場合」に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28、29、30年度の財務省競争参加資格(全省庁統一資格「役務の提供等」の「調査・研究」)において、近畿地域の競争参加資格を有し、責任をもって仕様書(鑑定評価依頼条件)のとおり業務を完了できる者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む)であること。
- (6) 当局の支出負担行為担当官と締結した契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (7) 不動産の鑑定評価に関する法律第22条第1項に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であって、本業務の参加申込み期限日から過去3年以内に同法第41条に基づく監督処分を受けていない者であること。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (9) 下記5の参加申込みを行い、その審査に合格した者であること。
- (10) 本業務を担当する不動産鑑定業者(担当不動産鑑定士)が過去2年間(平成28年1月1日公示地以降平成29年7月1日基準地まで)において、近畿財務局管内に所在する公示地・基準地の調査実績を有すること。

3. オープンカウンタに参加する者に必要な要件

オープンカウンタ参加説明書のとおり。

4. オープンカウンタ参加説明書等の交付期間、方法

- (1) 交付期間
平成 30 年 1 月 5 日 (金) ~ 平成 30 年 1 月 19 日 (金)
- (2) 交付方法

オープンカウンタ参加説明書等の交付を受けようとする者は、当局ホームページからダウンロードした郵送依頼書に所定事項を記入のうえ、返信用封筒等を添えて上記1の(5)に郵送すること。依頼書受領後、当局から関係書類一式をCDにより郵送で交付します。

(3) 郵送依頼書提出期限・提出先

- ・ 提出期限
平成 30 年 1 月 19 日 (金) 午後 3 時 (必着)
- ・ 提出先
上記1の(5)と同じ。

5. オープンカウンタ参加申込書、見積書及び参加要件報告書等の提出期限、場所

- (1) 提出期限
平成 30 年 1 月 29 日 (月) 午後 3 時 (必着)
- (2) 提出場所・方法
上記1の(5)に郵送すること。
- (3) 参加申込みにあたっては、誓約書を熟読し、記名押印のうえ申込時に提出すること。

6. オープンカウンタ参加申込書及び参加要件報告書の審査等

提出のあった参加申込書及び参加要件報告書等について審査を行い、無効者並びに欠格者には結果を通知します。

7. オープンカウンタ参加にあたっての条件

- (1) 参加申込みができる地域
不動産の鑑定評価に関する法律第22条第1項に基づく登録を受けている不動産鑑定業者で、評価財産が所在する府県に同法第24条に定める不動産鑑定業者登録簿上の事務所(本・支店、営業所等)を有している者であること。
- (2) 参加申込口数
1者が参加申込することができる件数に制限はありませんが、仕様書(評価依頼条件)記載の事項を遵守するに必要な業務量を積算のうえ、参加申込みをすること。
- (3) 不動産鑑定評価(及び審査)担当不動産鑑定士が豊富な不動産鑑定評価経験を有すること。

8. 見積り合せ日時・場所

- ・ 平成 30 年 1 月 30 日 (火) 午前9時30分から
- ・ 上記1の(5)と同じ。

9. 見積書の無効

- (1) 本公告に示したオープンカウンタに参加するために必要な資格のない者の見積書は無効とする。
- (2) 参加申込みに必要な提出書類に虚偽の記載をした者の見積書は無効とする。
- (3) オープンカウンタ参加説明書、提出書類等の指示事項を遵守していない見積書は無効とする。
なお、無効な見積書を提出していた者を委託業者としていた場合は、当該決定を取消す。
- (4) 1口につき複数の見積書が提出された場合は、提出されたすべての見積書は無効とする。
- (5) 見積書に記載した「申込番号」と見積書を入れた別封筒に記載した「申込番号」が不一致の場合は無効とする。

10. 見積書に記載する金額について

契約に当たっては、見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって請負金額とするので、参加申込者が消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった請負希望金額の108分の100(※税率の変更があった場合は見直す)に相当する金額を見積書に記載すること。

11. 委託業者の決定等

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とする。

なお、同額の見積価格があった場合は「くじ」により決定するものとする。

おって、参加者に対しては競争結果を通知する。

12. 契約保証金

全額免除する。

13. 請書の作成

「不動産鑑定請書」を提出するものとする。

14. オープンカウンタに参加するにあたっての留意事項

- (1) 必要な業務量を積算すること。
- (2) 仕様書の内容を遵守すること。
- (3) 鑑定内容に関する疑問点等について、分かり易く回答等を行うこと。
- (4) 契約の全部又は一部を解除及び措置要求を行うことがあるので留意すること。
各項目の詳細については「オープンカウンタ参加説明書」に記載しているため、熟読すること。

15. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 参加に要した費用は参加者の負担とし、提出のあった書類は一切返却しない。
- (3) 具体的な手続きは、オープンカウンタ参加説明書による。
- (4) その他不明な点については、近畿財務局 管財部 首席国有財産鑑定官に照会すること。
Tel 06-6949-6359

平成 30 年 1 月 5 日

支出負担行為担当官
近畿財務局 総務部次長 中尾 直樹

郵 送 依 頼 書

(住 所)

(商号 又は名称)

(代 表 者 名)

①参加を希望する物件の申込番号 (平成29年度 第4回オープンカウンタ)

申込番号

②交付希望者の連絡先

TEL

担当者

(注) 簡易書留により送付しますので、CD、DVDの入る大きさの返信用
定形外封筒 (切手450円を貼付)を同封し郵送してください。
なお、同封筒には宛先の記入をお願いします。